

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示した文書その他に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下この条において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約内容の変更により、契約金額の変更があったときは、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る契約金額が変更前の契約金額の3割超の場合においては、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(物品供給の変更、中止等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、物品の供給についてその内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約単価又は納入期限の変更をする必要があるときは、受注者と協議の上、これを定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議の上、必要な費用を負担することができる。

(契約単価等の変更)

第5条 契約締結後において、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、その実情に応じて、発注者は、受注者と協議の上、契約単価又は仕様書等の内容を変更することができる。

(一般的損害)

第6条 物品の引渡し前に生じた損害はその他契約の履行に関して生じた損害(次条又は第5号第1項に規定する損害は除く。)については、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第7条 受注者は天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、受注者の契約の解除の請求を承認するものとする。

(検査)

第8条 受注者は、物品を指定の場所へ納入したときは、納入届をもってこの旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知

を受けた日から起算して10日以内に、契約書又は仕様書に定めるところにより、検査を完了しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを修補し、又は代品を納入しなければならない。
- 4 受注者は、前項の修補又は代品の納入を完了したときは、直ちに物品納入届を発注者に提出し、再検査を受けなければならない。
- 5 第2項又は第4項に規定する検査に要した費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第9条 受注者は、の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しななければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前2項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額を請求することができない。

(契約不適合責任期間)

第11条 前条の場合において、発注者が第6条2項の検査が完了したときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が物品の納入時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について、仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めによるところによる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの計壊き及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく納期内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり発注者及び発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、法令若しくは高梁市財務規則平成16年高梁市規則第44号。以下「財務規則」という。)又は契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が魏の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第15条又は第16条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは物品供給等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第14条 発注者は、受注者が納入期限内に契約を履行しないとき若しくは納入期限後相当の期間内に契約の履行の見込みがないと認められるとき又はこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は違約金として購入金額の10分の1に相当する金額を受注者から徴収することができる。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、契約の履行中において、第12条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その

期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定により、契約の内容を変更したため、契約代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第4条の規定による契約の履行の中止機関が納期の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第19条 契約が解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、受注者は、指定期間内にこれを引き取り、現状に復さなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、受注者が正当な理由なく指定期間内に原状に復さないときは、これに代わって原状に復することができる。

3 発注者は、第1項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分又は既納物品を検査の上、引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。ただし、違約金を徴収するときは、蘇原いきんはこれと差し引き清算することができる。

4 第1項及び前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第12条、第13条又は第14条の規定によるときは発注者が定め、第7条、第15条、第16条又は第17条の規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(納入期限の延長)

第20条 受注者は、天災その他避けがたい理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明記して納入期限延長の申し出をすることができる。

2 発注者は前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認められるときは、受注者と協議して納入納入期限の延長を定めるものとする。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。